

公益財団法人東京しごと財団における令和6年度事業の公募について

1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び募集要項によるものとする。

2 募集概要

非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援事業に係る業務委託

公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）では非正規・ひとり親・

困難な問題を抱える女性等に対し、セミナー、就業相談、企業との交流会等を行うことにより、女性の就職・正規雇用化、経済的自立に向けた支援を行う。

3 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 仕様内容及び予算額

募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビにてデータを掲載。）

※参加申請にあたっては、ビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）への事前登録が
必要です。詳細は以下7を参照。

5 予算額

募集要項による。（仕様公開日にナビにてデータを掲載。）

6 応募資格

(1) 会社法に基づく法人であること。

(2) 法令等を遵守していること。

ア 企画提案申込み時において職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、企画提案申込み時までには是正を完了している者を除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けた者は、是正を完了してから2年を経過していること。）

イ 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 企画提案申込み時から過去2年間に於いて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。

エ 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。

オ 企画提案申込み時から過去1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者。

カ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922

号) 別表 1 号に該当するとして (事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者。

※東京都暴力団排除条例

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf

- (3) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。
 - イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ウ 破産法に基づく破産手続きの申立てをした者又は破産手続きの開始決定を受けた者。
 - エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者。
- (4) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 当該契約を締結する能力を有さない者 (未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。) 及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者。
 - (カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。
 - (キ) 契約の履行にあたって、前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (5) 法人の採用選考に当たっては、公正な採用選考を行っていること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
- (7) 就業支援事業又は自立支援事業で一定の事業実績があること。さらに、女性を対象とした雇用就業支援事業に関する実績があれば尚可とする。
- (8) 本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。

7 仕様公開

| 公表日時 | 実施場所 |
|------------------------|------|
| 令和 5 年 12 月 19 日午後 1 時 | ナビ上 |

仕様の閲覧にあたっては、ナビ (<https://www.chancenavi.jp/bcn>) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、12月15日午後2時までにナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

8 契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

9 令和7年度以降の事業者選定方法

原則として、公募による企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式(*)を採用する。従って、本事業が継続する場合、令和7年度は事業評価方式を採用する予定である。但し、令和7年度以降の本事業の規模や継続するか否かは未定。

(*) 事業評価方式

契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する。

参考 事業者選定までのスケジュール

| | |
|------------------|--|
| 令和5/11/24 ~12/15 | 公示期間(仕様閲覧申込み) |
| 12/19 | 仕様公開 |
| 12/19 ~12/25 | 質問受付期間 |
| 令和6/1/10 | 質問回答日 |
| 1/15 | 企画提案参加希望書類提出期限 |
| 1/24 | 書面審査の結果通知(書面審査合格者のみ) |
| 1/31 | 企画提案申請書類提出期限 |
| 2/9 | 予備審査の結果通知 (応募者が4者以上の場合、予備審査を実施し、3者を選定する。 その後、2/16の企画提案を含む本審査を行い1者を選定する。) |
| 2/16 | 企画提案事業の説明(プレゼンテーション) |
| 2/下旬 | 受託予定者(契約内定者)決定の通知 |

※本予定は変更される場合がある。

【問い合わせ先】

(公財) 東京しごと財団総合支援部財務課経理係 中澤・馬場・倉持

電話 03-5211-2308 メールアドレス nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

なお、本事業の内容等に関する質問は、令和5年12月19日午後1時以降を質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。